

7 課税標準額等に関する調

区 分		特 例 率	全国計	大都市計	都市計	町村計	
			法定免税点以上 のもの(千円)	法定免税点以上 のもの(千円)	法定免税点以上 のもの(千円)	法定免税点以上 のもの(千円)	
決 定 価 格 (A)			280,933,739,490	92,906,903,461	162,154,094,958	25,872,741,071	
課 税 標 準 の 特 例 に よ り 減 額 に な る 額	法 三 四 九 条 の 三	第9項 (日本放送協会)	1/2	43,400,742	32,050,603	10,872,346	477,793
		第10項 (日本原子力研究開発機構)	1/3	3,172,876	-	274,483	2,898,393
		2/3	6,072,246	-	1,646,264	4,425,982	
	第11項 (登録有形文化財等)	1/2	4,807,259	3,475,606	1,075,939	255,714	
	第15項 (宇宙航空研究開発機構)	1/3	899,629	-	889,228	10,401	
	2/3	1,278,128	-	268,146	1,009,982		
	第16項 (海洋研究開発機構)	1/3	155,426	-	155,426	-	
	2/3	1,223,461	810,321	413,140	-		
	第18項 (石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	2/3	-	-	-	-	
	4/5	3,468	-	3,468	-		
	第19項 (水資源機構)	1/2	34,880	-	24,968	9,912	
	3/4	66,967	-	61,260	5,707		
	第20項 (特定地方交通線)	1/4	1,705,412	22,670	1,480,584	202,158	
	第22項 (科学技術振興機構)	1/2	171,217	171,217	-	-	
	第23項 (農業・食品産業技術総合研究機構)	1/3	-	-	-	-	
	2/3	27,227	27,227	-	-		
	第24項 (関西国際空港株式会社)	1/2	400,856	-	-	400,856	
	第26項 (信用協同組合等)	3/5	-	-	-	-	
	第29項 (中部国際空港)	1/2	100,947	-	100,947	-	
	第31項 (社会保険診療報酬支払基金)	1/3	-	-	-	-	
	第32項 (自動車安全運転センター)	1/3	-	-	-	-	
	第33項 (郵便貯金・簡易生命保険管理機構)	1/2	-	-	-	-	
	法 附 則 第 一 五 条	第2項 (輸入拡大・流通システム効率化の物流施設)	1/2	8,961,990	2,829,820	3,581,350	2,550,820
			5/6	-	-	-	-
		第9項 (特定路外駐車場)	7/8	-	-	-	-
		第12項 (心身障害者多数雇用事業所)	5/6	144,901	24,784	67,305	52,812
		第13項 (外資埠頭公社が平成10年3月31日までに取得した資産)	1/2	-	-	-	-
		3/5	-	-	-	-	
		第23項 (中核的地方卸売市場構築事業)	2/3	-	-	-	-
		第25項 (鉄道施設、軌道施設の貸付けを行う法人)	3/4	55,185	51,533	3,652	-
		第28項 (利用者利便の向上に資する停車場等)	3/4	72,376	70,791	1,585	-
		第30項 (並行在来線の譲受資産)	1/2	520,340	-	303,577	216,763
		第34項 (鉄軌道事業者等が駅で行う改良工事)	2/3	588,176	127,887	456,529	3,760
第37項 (特定用途港湾施設)		1/2	-	-	-	-	
第38項 (一般廃棄物処理施設)		1/2	1,078,350	-	1,078,350	-	
第40項 (民間資金等の活用による公共施設等の整備等)		1/2	7,378,087	2,437,161	4,591,061	349,865	
第41項 (都市利便施設)		1/2	10,927,838	10,927,838	-	-	
第43項 (成田国際空港株式会社)		2/3	391,258	-	391,258	-	
第44項 (国立大学の校舎)		1/2	73,620	-	73,620	-	
第45項 (地下駅火災対策施設)		2/3	-	-	-	-	
第46項 (洪水時の円滑かつ迅速な避難のための施設又は設備)		2/3	-	-	-	-	
第47項 (特定重要港湾施設)		1/2	84,047	4,982	79,065	-	
第48項 (都市鉄道施設及び駅付帯設備)		2/3	137,871	-	137,871	-	
第51項 (特定外資埠頭指定会社等)	1/2	-	-	-	-		
3/5	-	-	-	-			
第53項 (郵便事業株式会社等)	1/2	244,532,707	85,563,604	137,584,410	21,384,693		
第54項 (日本電気計器検定所)	2/3	-	-	-	-		
第55項 (日本消防検定協会)	2/3	-	-	-	-		

区	分	特 例 率	全国計	大都市計	都市計	町村計	
			法定免税点以上 のもの(千円)	法定免税点以上 のもの(千円)	法定免税点以上 のもの(千円)	法定免税点以上 のもの(千円)	
課 税 標 準 の 特 例 に よ り 減 額 に な る 額	法第条 附一 則五	第56項 (小型船舶検査機構)	2/3	-	-	-	-
		第57項 (軽自動車検査協会)	2/3	-	-	-	-
		第58項 (鉄道再生事業)	1/4	-	-	-	-
		第59項 (鉄道事業再構築事業)	1/4	-	-	-	-
		第61項 (重要無形文化財の公演施設)	1/2	-	-	-	-
	法附一 則五の二	第2項 (三島特例) ※法附則第15条の3の適用のないもの	1/2	15,234,772	4,302,536	9,976,260	955,976
		第1項 (三島等に係る承継特例)	3/5	4,228,075	1,937,853	2,082,932	207,290
	法附一 則五の三	第1項 () 法附則第15条の2第2項の適用のあるもの	3/10	14,467,605	3,676,945	9,107,118	1,683,542
		第2項 (三島等に係る基盤整備事業)	-	951,924	606,474	345,450	-
	法附一 則五の三	第2項 () 法附則第15条の2第2項の適用のあるもの	-	32,676	6,889	20,581	5,206
		第5項 (関西文化学術研究都市の文化学術研究施設)	1/2	-	-	-	-
	法附一 則五の四	第3項 (地下道等)	1/2	240,960	227,486	13,474	-
		第10項 (特定地方交通線)	1/4	52,681	-	8,851	43,830
	法附一 則五の五	第3項 (都市基盤整備公団)	1/3	-	-	-	-
		第3項 (都市基盤整備公団)	1/3	-	-	-	-
	平成七 年附則 第六條	第5項 (農業・生物系特定産業技術研究機構)	1/3	-	-	-	-
		第5項 (日本電気計器検定所)	1/6	176,446	174,033	-	2,413
	平成七 年附則 第六條	第5項 (日本消防検定協会)	1/6	1,043,392	956,327	87,065	-
		第5項 (小型船舶検査機構)	1/6	-	-	-	-
	平成七 年附則 第六條	第5項 (軽自動車検査協会)	1/6	192,974	80,381	112,593	-
		第5項 (軽自動車検査協会)	1/6	821,904	178,264	585,184	58,456
平成七 年附則 第六條	第8項 (関西文化学術研究都市の文化学術研究施設)	1/2	-	-	-	-	
	第5項 (都市基盤整備公団)	1/2	-	-	-	-	
平成十 年附則 第六條	第9項 (指定法人等の大規模外貿埠頭)	1/2	1,388,685	1,388,685	-	-	
	第3項 (海洋科学技術センター)	2/3	-	-	-	-	
平成十 年附則 第六條	第8項 (高圧ガス保安協会)	1/6	-	-	-	-	
	第9項 (日本電気計器検定所)	1/3	434,985	138,969	296,016	-	
平成十 年附則 第十 五 年 條	第9項 (日本消防検定協会)	1/3	-	-	-	-	
	第9項 (小型船舶検査機構)	1/3	457,737	228,941	228,796	-	
平成十 年附則 第十 五 年 條	第9項 (軽自動車検査協会)	1/3	1,831,363	645,734	1,090,372	95,257	
	第11項 (高圧ガス保安協会)	1/3	-	-	-	-	
平成十 年附則 第十 五 年 條	第15項 (農山漁村電気施設)	1/2	3,575	-	-	3,575	
	第17項 (特定路外駐車場)	1/2	-	-	-	-	
平成十 年附則 第十 五 年 條	第17項 (特定路外駐車場)	2/3	189,833	-	189,833	-	
	第14項 (輸入拡大・流通システムの効率化の物流施設)	1/2	10,301,579	8,182,818	2,033,132	85,629	
平成十 年附則 第十 五 年 條	第20項 (介護老人保健施設)	3/4	407,092	407,092	-	-	
	第23項 (国の機関との共同研究施設)	1/2	-	-	-	-	
平成十 年附則 第十 五 年 條	第23項 (国の機関との共同研究施設)	3/4	-	-	-	-	
	第26項 (中核的地方卸売市場構築事業)	1/2	596,859	227,724	369,135	-	
平成十 年附則 第十 五 年 條	第9項 (社会保険診療報酬支払基金)	1/6	1,972,450	1,972,450	-	-	
	第10項 (自動車安全運転センター)	1/6	-	-	-	-	
平成十 年附則 第十 五 年 條	第11項 (輸入拡大・流通システム効率化の物流施設)	1/2	4,074,053	2,210,148	1,639,439	224,466	
	第14項 (特定路外駐車場)	5/6	897,946	545,090	352,856	-	
平成十 年附則 第十 五 年 條	第14項 (特定路外駐車場)	5/6	622,159	332,797	289,362	-	
	第20項 (化製場)	1/2	95,129	-	-	95,129	
平成十 年附則 第十 五 年 條	第21項 (飼料製造施設)	1/2	591,895	-	571,154	20,741	

全国計

大都市計

都市計

町村計

区		分	特 例 率	法定免税点以上 のもの(千円)	法定免税点以上 のもの(千円)	法定免税点以上 のもの(千円)	法定免税点以上 のもの(千円)
課 税 標 準 の 特 例 に よ り 減 額 に な る 額	平成 十 三 年 附 則 第 十 三 条	第8項 (農業・生物系特定産業技術研究機構)	1/3	1,014	-	1,014	-
			2/3	7,349	-	6,770	579
		第15項 (特定路外駐車場)	7/8	81,024	-	81,024	-
		第17項 (介護老人保健施設)	7/8	10,296,994	4,237,695	5,011,109	1,048,190
		第18項 (外資埠頭公社が平成10年4月1日から平成18年3月31日までに取得した資産)	1/2	237,895	237,895	-	-
			1/5	1,407,178	1,283,404	97,690	26,084
		第25項 (中核的地方卸売市場構築事業)	1/2	112,260	111,778	482	-
	第27項 (利用者利便の向上に資する停車場等)	2/3	941,231	664,890	276,341	-	
	平成 十 九 年 附 則 第 六 条	第2項 (高压ガス保安協会)	1/2	-	-	-	-
		第3項 (輸入拡大・流通システム効率化の物流施設)	1/2	13,170,791	3,010,775	7,080,482	3,079,534
			5/6	-	-	-	-
		第4項 (特定自転車駐車場)	2/3	-	-	-	-
		第5項 (特定路外駐車場)	7/8	229,363	-	229,363	-
		第6項 (国立大学法人等との共同研究施設)	1/2	-	-	-	-
		3/4	-	-	-	-	
	第11項 (洪水時の円滑かつ迅速な避難の為の施設又は設備)	1/2	22,728	-	7,675	15,053	
	平成 十 九 年 附 則 第 八 条	第1項 (特定信用協同組合等)	56/100	128,846,800	49,421,018	74,594,229	4,831,553
		第2項 (特定信用協同組合等以外の信用協同組合等)	54/100	123,770,128	18,427,373	91,704,055	13,638,700
		第3項 (特定信用協同組合等が平成19年1月2日から平成22年1月1日までに取得した資産)	54/100	2,747,640	-	2,577,520	170,120
	平成 二 十 年 附 則 第 二 十 条	第2項 (外資埠頭公社が平成10年3月31日までに取得した資産)	1/2	583,236	471,451	73,532	38,253
			3/5	52,266	36,924	15,342	-
		第4項 (日本電気計器検定所)	1/2	156,034	118,201	35,306	2,527
		第4項 (日本消防検定協会)	1/2	-	-	-	-
		第4項 (小型船舶検査機構)	1/2	703	-	703	-
		第4項 (軽自動車検査協会)	1/2	384,988	2,226	338,648	44,114
		第12項 (外資埠頭公社が平成18年4月1日から平成20年3月31日までに取得した資産)	1/2	61,187	-	10,963	50,224
	第17項 (中核的地方卸売市場構築事業)	1/2	1,031,524	-	887,339	144,185	
計		(B)	696,363,448	249,597,853	384,349,042	62,416,553	
課税標準額		(A) - (B)	280,237,376,042	92,657,305,608	161,769,745,916	25,810,324,518	

- 課税標準額等 -